

○高松市創造都市推進審議会条例

平成 24 年6月 29 日条例第 68 号

高松市創造都市推進審議会条例

(設置)

**第1条** 商工業、農林水産業をはじめとする産業の活動と文化芸術活動等を豊かな創造性を通じて融合させることにより、本市のまちづくりに新しい魅力と活力を生み出し、もって創造都市の実現に寄与するため、高松市創造都市推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

**第2条** 審議会は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関し市長に建議する。

- (1) 創造都市の実現に向けた総合的かつ基本的な指針に関すること。
- (2) 創造性を生かしたまちづくりを推進するための施策及び取組に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、審議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

**第3条** 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第5条** 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

**第7条** 審議会の庶務は、創造都市推進局において行う。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成24年高松市規則第84号により、平成24年9月28日から施行)

(会議の招集の特例)

2 この条例による最初の審議会の会議及び委員の任期満了後における最初の審議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年高松市条例第20号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(調整規定)

4 この条例の施行の日が高松市ものづくり基本条例検討委員会条例(平成24年高松市条例第67号)の施行の日前である場合には、前項の規定中「別表中第41号の2を第41号の3とし、第41号」とあるのは「別表第41号」とする。

5 前項に規定する場合において、高松市ものづくり基本条例検討委員会条例附則第3項の規定中「別表第41号」とあるのは「別表第41号の2」と、

「

(41)の2 ものづくり基本条例検討委員会委員
-------------------------

」

とあるのは

「

(41)の3 ものづくり基本条例検討委員会委員
-------------------------

」

とする。